

事務センターだより

始まります！年金制度一元化！

難しい?!でも関係あります

被用者年金一元化に伴い、平成27年10月から共済組合の掛金、給付金、保険料等の計算の仕方が標準報酬制になります。

今までは・・・掛金額＝給料額×掛金率

10月から⇒掛金額＝標準報酬月額×掛金率

→基本給+教職調整額+手当(扶養・通勤・特勤etc)

- ◎ 標準報酬月額は、毎年4～6月の報酬の平均により決定されます。
- ◎ 今までは給料額が同じ人は掛金も同じでしたが、今後は、手当額により掛金額が違ってきます。部活動指導や主任業務の実績簿の締切を月末にしているのは、このためです。



事後確認が終わりました

今年は亀山市全体で「通勤手当 326件、扶養手当 97件、住居手当 65件」の事後確認を7～8月にかけておこないました。その結果、戻入という事例もありました。

今後、申請内容に変更(転居、扶養者の状況変更など)がありましたら、速やかに事務職員までお知らせください。手続きが遅れると、事実発生日にまで遡ることとなるため、多額の戻入が生じますのでご注意ください。



お気づきですか？

毎月、お渡ししている給与支給明細書の形が7月分から少し変わっています。これは、県の給与システムが新しくなり、7月から本稼動したためです。

平成18年の4月から給与システムからの打ち出しになりサイズがA4版になりました。それ以前は、緑色の横長の明細書でした。

こんなところにも、IT化の流れの速さを感じますね・・・。

特殊勤務実績簿について

9月分は9月30日(水)締切

その後、すぐにシステム入力し、10月の給与で支給されます。必ず、提出の期限を守ってください。

準備物はお早めに！

秋は運動会・体育祭・文化祭・・・と行事が目白押しです。必要な消耗品を早めに確認し、当日に備えたいですね。もし不足している消耗品が

ある場合は、早めに担当者へ連絡をしてください。なお、消耗品によっては、単価契約物品となりますので注意してください。
※単価契約されている物品は契約業者でしか買えません！

